



金 沢 市 公 報

号外第24号

令和3年(2021年)12月17日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金の支給に関する要綱の一部改正に ついて (生活支援課)	4
●告 示			
○金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の 支給に関する要綱 (子育て支援課)	1		

告 示

●金沢市告示第361号

金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和3年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時かつ特別の措置として本市が支給する令和3年度の給付金をいう。
- (2) 支給対象者 臨時特別給付金の支給の対象となる者をいう。
- (3) 中学生支給対象者 中学生までの対象児童(新生児を除く。)に係る支給対象者をいう。
- (4) 一般支給対象者 中学生支給対象者のうち、市長が臨時特別給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- (5) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、高校生(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた児童(配偶者を有している者を除く。))をいう。以下同じ。)の主たる生計を維持している者をいう。
- (6) 新生児 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童をいう。
- (7) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。)の受給者をいう。
- (8) 対象児童 臨時特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者
 - (2) 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)において高校生の主たる生計を維持している者(前号の者を除き、法第5条を準用した場合における児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「令」という。)第3条に規定する所得の額(以下「所得額」という。)が令第1条に規定する額未満の者に限る。)
 - (3) 基準日において高校生が委託されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親(以下「里親等」という。)又は高校生が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の設置者
 - (4) 新生児の父母等(所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。)若しくは新生児が委託されている里親等又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
- 2 前項の規定にかかわらず、臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に同項の規定による支給対象者(以下「受給者等」という。)に対して臨時特別給

付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>(1) 基準日後に受給者等が死亡した場合（この項の規定により臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>当該受給者等が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者又は当該受給者等の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずる者として適当と認められる者</p>
<p>(2) 基準日の翌日から臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）又は里親等へ委託され、若しくは障害児入所施設等へ入所若しくは入院をしている高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを本市が把握した場合</p>	<p>当該中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は当該中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>(3) 基準日の翌日から臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしていない当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が本市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>当該受給者等の配偶者</p>

（対象児童）

第4条 対象児童は、次に掲げる者（既に支給の決定がされている臨時特別給付金又は他の市町村から支給の決定がされている臨時特別給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童を除く。）とする。

- (1) 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者によって主たる生計を維持している高校生
- (3) 基準日において里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院をしている高校生の施設入所等児童
- (4) 新生児

（支給額）

第5条 臨時特別給付金の支給額は、対象児童1人につき100,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第7条 一般支給対象者に対する臨時特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童手当口座振込方式（本市が把握する令和3年9月分の児童手当の振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の規定による支給決定前に一般支給対象者が前号の指定口座の変更の届出をした場合において、本市が当該届出のあった口座に振り込む方式をいう。）

(支給の申込みを行った者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第8条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、本市が臨時特別給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対する臨時特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 前項の申請が必要となる者に対する臨時特別給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日とする。
- 3 臨時特別給付金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第1項の申請が必要となる者による申請及び支給は、申請者が市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式により行う。
- 4 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 市長は、新生児支給対象者のうち、児童手当の記録等を基に臨時特別給付金の支給が可能と認める新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。この場合において、当該新生児支給対象者は、臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 2 市長は、市長が別に定める日までに前項後段の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、新生児支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。
- 3 新生児支給対象者（第1項の新生児支給対象者を除く。）のうち、新生児の出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて申請書により臨時特別給付金の申請を行った者の臨時特別給付金については、当該児童手当の振込時における指定口座に振り込むものとする。
- 4 新生児支給対象者（第1項の新生児支給対象者を除く。）のうち、児童手当の認定請求又は額改定請求をした後に申請書により臨時特別給付金の申請を行った者の臨時特別給付金については、既に設定されている児童手当の振込時における指定口座に振り込むものとする。ただし、相当の理由があると市長が認める場合は、当該申請書に記載された振込口座に振り込むものとする。
- 5 前2項の新生児支給対象者に対する臨時特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。
- 6 第3項及び第4項の新生児支給対象者に対する臨時特別給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前条第2項の期限とする。
- 7 第3項及び第4項の新生児支給対象者に係る臨時特別給付金の申請及び支給に関しては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(代理による申請)

第10条 代理人（第8条第1項並びに前条第3項及び第4項の規定による臨時特別給付金の支給の申請を代理する者をいう。）は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定及び支給)

第11条 市長は、第8条第1項並びに第9条第3項及び第4項の規定による臨時特別給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時特別給付金の支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

(臨時特別給付金の支給に関する周知)

第12条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時特別給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第13条 第8条第2項又は第9条第6項の期限までに臨時特別給付金の申請を行わない申請を要する支給対象者は、臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第6条第3項又は第9条第2項の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、本市が把握する児童手当の振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座）に臨時特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに口座への振り込みができない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除されるものとする。
 - 3 市長が第11条の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時特別給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず

らず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、臨時特別給付金の支給を受けた後に当該臨時特別給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第362号

金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱（令和3年告示第206号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中「f)に」を「。以下「国通知」という。）に」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 初回貸付等 国通知に基づいて、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における緊急小口資金の貸付及び総合支援資金の初回の貸付をいう。

第3条中「者（j)の次に「同種の」を、「から受けている者」の次に「(以下「他団体受給者」という。）」を加え、同条第1号に次のように加える。

オ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等に係る貸付をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等に係る借入月のうち最終の借入月が到来していること（アからエまでに該当する者及び現に再貸付を申請し、又は受けている者を除く。）。)

カ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等に係る貸付をいずれも受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等に係る借入月のうち最終の借入月であること（アからエまでに該当する者及び現に再貸付を申請している者を除く。）。)

第3条第6号ア中「公共職業安定所」の次に「又は無料職業紹介事業を行う地方公共団体若しくは地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）」を加え、同ア(イ)中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加え、同条第9号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加える。

第4条第2号中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第8条第1項第2号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第13条の2の規定による再支給に係る申請者は、第1項の規定にかかわらず、申請書及び確認書に同項各号に掲げる書類のうち市長が支給要件を確認する上で必要と認める書類等を添えて市長に申請しなければならない。

第9条の見出し中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改め、同条第1項中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第13条第1項第8号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(再支給)

第13条の2 市長は、自立支援金の支給期間が終了した受給者から第7条第2項の申請期限までに自立支援金の再支給の申請があった場合には、当該再支給に係る申請者が第3条第2号から第9号までの要件に該当することを改めて確認の上、当該要件に該当する申請者について、1回に限り、第5条の支給額及び第6条の支給期間により再支給をすることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、従前の支給期間中に前条第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に該当し自立支援金の支給が中止となった場合又は正当な理由なく第10条第3項に規定する報告を怠った場合は、自立支援金の再支給をすることができない。

3 前2項の規定は、自立支援金（再支給に係るものを除く。）の支給期間に相当する期間が終了した他団体受給者について準用する。

令和3年(2021年)12月17日 印刷
令和3年(2021年)12月17日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄